

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年五月二十八日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第二十二号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を
改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十七の1大学卒の六大学4卒の項中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(6)の次に次のように加える。

(7) 独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校看護学部（旧国立看護大学校看護学部を含む。）の卒業

別表第十七の2短大卒の二短大2卒の項の(19)中「第21条第3号」を「第21条第4号」に改める。

別表第二十五の備考第三項中「第21条第3号」を「第21条第4号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。